

規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十六号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業）

第五条 技能職員の高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。）については、同項の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。